

参加者
募集

—第10回—

あつもりピアノリレーコンサート

エコールみよた あつもりホールのピアノは世界中の音楽愛好家の憧れである「スタインウェイ」社のピアノです。一人でも多くの方にスタインウェイの美しい音色を実感してもらい、音楽で楽しい交流がはかれるよう、本年もピアノリレーコンサートを開催します。

楽しんで演奏していただくためのコンサートですので、皆さんどうぞお気軽にご参加ください。

日時

3月2日(日) 午前9時～正午

場所

エコールみよた あつもりホール

主催

御代田町教育委員会(町公民館)

協力

あつもりミュージックメイツ

募集人数

50人(組)

※注意 ほかの楽器のピアノ伴奏をする方へ
同じ方がピアノの伴奏を2回することはご遠慮ください。

参加資格

・町民または町在勤の方、町内の音楽教室へ通われている方
・原則として最後まで演奏を聴いていただける方

演奏時間

1人(組) 1曲、入退場含め5分以内

演奏方法

ピアノ独奏、ピアノ連弾、ピアノと他の楽器とのアンサンブル、
歌の伴奏など、ピアノの音色が引き立つ演奏なら可能です。

参加費

無料

〈参加申し込み〉

申込期間

2月4日(火)～2月18日(火)

※月曜日は休館となります。

申込場所

エコールみよた窓口にあります「参加申込・コメント表」に必要な事項を記入の上ご提出ください。

◆定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。

◆プログラムを組む関係上、申し込みは期限内にお願いします。

申し込み・問い合わせ先 教育委員会生涯学習係 電話(32)2770 FAX(32)8923

年末の交通安全運動を行いました

佐久交通安全協会御代田支部では、12月1日～31日までの1カ月間、年末の交通安全運動を実施しました。期間中、地域における交通事故防止のため、次の活動を行いました。

○交通指導所の開設

・エコールみよた前で交通指導所を開設しました。安協、警察、役場から総勢50人程が参加し、のぼり旗での注意喚起や、運転手への啓発物の配布を行いました。

○夜間の交通事故防止活動

・夜間の交通事故が増加しているため、ツルヤ前にて反射材や

ライトの配布、事故防止のための声掛け運動を行いました。

○飲酒運転防止活動

・町内の飲食店を回り、啓発活動を行いました。
町全体で飲酒運転をなくすよう、努力しています。

悲しい事故をなくすため、交通安全協会の活動にこれからも皆さまのご理解をお願いします。

問い合わせ先

総務課庶務係(内線10)



宝くじの助成金により 消防団の小型動力消防ポンプ ホースなどを整備しました

御代田町消防団では、地域の連帯感の醸成や自治意識の向上などを目的とする、公益財団法人長野県市町村振興協会実施の地域活動助成事業により、小型動力消防ポンプ・ホースなどを整備しました。
今後、これらを活用して、地域防災活動の充実を図っていきます。

問い合わせ先

企画財政課企画係(内線53・54)

【小型動力消防ポンプ】



【消防用ホース】



平成25年度

御代田町 観光写真コンテスト 作品募集

御代田町観光協会では自然豊かな御代田町の美しさを収めた写真を募集しています。また、町内の小学生を対象にした観光こども写真コンテストも開催しています。たくさんのお応募をお待ちしています。



平成24年度観光こども写真コンテスト
観光協会賞賞 「雪窓湖の秋」杉村夢佳



平成24年度観光写真コンテスト 観光協会賞賞 「春の日」武者虎雄

○観光写真コンテスト

■作品テーマ 「美しい自然に囲まれ、みどころ豊富な御代田町」

■応募形態

カラープリント、R Pプリントネオ(四切・W四切)
デジタルカメラ使用可(インクジェット紙による出力は不可)

■各賞

観光協会賞賞 賞状・3万円
特選 賞状・1万円
準特選(2点) 賞状・5千円
入選(10点) 賞状・記念品

○観光こども写真コンテスト

■作品テーマ 「御代田町の好きなどころ」

■応募資格

町内小中学生
カラープリント・キャビネ判(2L)
デジタルカメラ使用可(インクジェット紙による出力は不可)

■各賞

観光協会賞賞 賞状・函書券5千円分
特選 賞状・函書券3千円分
入選(2点) 賞状・函書券1千円分

○応募方法

産業経済課商工観光係に応募用紙がありますので、必要事項をご記入の上作品の裏側に貼り付け、郵送または持参によりご応募ください。

○応募締切 2月28日(金)必着

○審査発表 3月中旬に審査し結果を応募者宛に通知します。

※詳細は町観光協会ホームページよりご覧ください。
<http://www.miyotagr.jp>

問い合わせ・応募先

町観光協会事務局
(産業経済課商工観光係内)

(内線31・62)

ごんごんには農業委員会です

町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

安心して農地の貸し借り

「利用集積計画」の活用を

☆勤めが忙しい、高齢や病気で耕作できないので農地を貸したいが、貸した農地を返してもらえないのではなにか心配だ。

☆農地を借りて農業経営の規模拡大をしたいが、手続きが面倒だ。

このようにお考えの方は、「利用集積計画」による農地の貸し借りを行ってはいかがでしょうか。

この事業は、農地の有効活用と農業の振興を図ることが目的で、貸し借りの間に町が入るので安心です。

貸し手のメリット

①農地を貸す場合に、農地法の許可が不要で手続きも簡単です。

②貸した農地は期限が来れば、解約の手続きをしなくても、必ず返ってきます。また更新により、継続して貸すこともできます。

借り手のメリット

①経営規模の拡大が図れます。

②農地を借りる場合に農地法の許可が不要で手続きも簡単です。

☆勤めが忙しい、高齢や病気で耕作できないので農地を貸したいが、貸した農地を返してもらえないのではなにか心配だ。

☆農地を借りて農業経営の規模拡大をしたいが、手続きが面倒だ。

このようにお考えの方は、「利用集積計画」による農地の貸し借りを行ってはいかがでしょうか。

この事業は、農地の有効活用と農業の振興を図ることが目的で、貸し借りの間に町が入るので安心です。

貸し借りの期間

相互の相談により決めてください。

賃借料

農業委員会が定めている標準小作料を基準に、相互の相談により決めてください。

受付期間

毎月15日までに、申し出があったものについて、翌月1日付で公告しています。

不明な点などがありましたら、農業委員会事務局(産業経済課農政係内)までご相談ください。